

岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱新旧対照表

岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱（平成27年岬町要綱第16号）

新	旧
<p><u>岬町まちづくり総合戦略会議設置要綱</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>本町の人口減少の克服と地域の活性化に向け、岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進を行うとともに、過疎地域としての新たな視点を加え、今後のまちづくりに関して議論し、広く関係者の意見を反映させるため、岬町まちづくり総合戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>会議は、次に掲げる事項について審議、検討するものとする。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、本町の新たなまちづくりを推進するために必要な事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>会議の委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が選任する。</u></p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(会長及び代理者)</p> <p>第5条 <u>会議に会長を置き、町長が指名するものを持って充てる。</u></p>	<p>岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議、検討するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 推進会議の委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が選任する。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(会長及び代理者)</p> <p>第5条 推進会議に会長を置き、町長が指名するものを持って充てる。</p>

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 (略)

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

第2項～第6項 (略)

第7条 (略)

(報償費等)

第8条 町は、会議の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

2 会議の委員以外の者が会議に出席した場合は、その者に報償費及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総務部企画地方創生課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 (略)

(会議)

第6条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

第2項～第6項 (略)

第7条 (略)

(報償費等)

第8条 町は、推進会議の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

2 推進会議の委員以外の者が会議に出席した場合は、その者に報償費及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、総務部企画地方創生課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が定める。